

○小諸市等公平委員会聴聞規則

平成8年3月25日
公平委員会規則第2号

小諸市等公平委員会が行う聴聞の手続については、小諸市聴聞規則（平成7年小諸市規則第9号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（職員団体の登録取消しに関する口頭審理の手続に関する規則の廃止）
- 2 職員団体の登録取消しに関する口頭審理の手続に関する規則（昭和42年小諸市・浅麓保健衛生施設組合公平委員会規則第5号）は、廃止する。